



四国税理士会報

第465号
2024.11.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 秋山 千枝
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



霧氷の花咲く

撮影者 徳島支部 森内 昭男

主な記事

部・委員会だより ～租税教育推進部～
研修部ニュース
中小企業対策部ニュース

 あなたの暮らしのそばにいる
四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

第50回日税連公開研究討論会に参加して

鳴瀬 奈央（高知支部）

令和6年10月18日、第50回日税連公開研究討論会が、ホテルオークラ福岡にて開催されました。研究発表は以下の通り、三部構成で発表されました。

【第一部】 税はいかにあるべきか～格差から税の正義を考える～（九州北部税理士会）

目指す社会の在り方を設定した上で税制を構築すべきという、税の根本的なあり方を、格差という側面から検討する発表でした。九州北部税理士会の先生によるサックスの生演奏で始まる発表で、冒頭から惹きつけられました。飽食の時代に子ども食堂等の活動が必要な一方で、事業承継税制などの格差を助長するような税制度があっているのか等々の問題を討論しており、個人的に普段考えない視点だったので新鮮でした。

【第二部】 税務コンプライアンスを考える～納税者のためにできること～（南九州税理士会）

税務コンプライアンスについて、税理士目線、納税者目線で研究発表で、熊本、大分、鹿児島、宮崎の各県4編で区切りながら、それぞれの県のカラーも併せて楽しめる発表でした。書面添付制度の普及や記載事項の簡素化、租税教育の拡充が税務コンプライアンス向上に必要ということで、諸制度の再確認もでき、勉強になりました。

【第三部】 消費税制の未来への提言～EUのVAT、ニュージーランドGST、消費税の比較を通じて～（沖縄税理士会）

現行消費税が複雑化してしまった原因の検討及びEUとニュージーランドの消費税制度であるVATとGTSとの比較を通じて、消費税制は本来もっとシンプルであるべきという結論に向けて、寸劇と討論形式での発表でした。討論にはニュージーランドの会計士の先生も参加され、現地の簡素な消費税制も知ることができました。日本の消費税の複雑さと問題点を再認識し、届出期限の見直しや簡易課税制度の見直しなどの提言にも納得しました。なにより壇上に上がる先生方の演技力がとても高く、最後まで楽しく拝聴することができました。

公開研の会場参加は初めてで、開催規模はもちろん、各県の先生方が通常業務を行いながら、このクオリティの研究論文の執筆と、発表準備をされたことにとっても驚きました。次年度は東京地方会、千葉県会、関東信越会が担当、横浜市で開催される予定とのことなので、心待ちにしています。

【調査研究部よりお礼】

「税制改正及び税務行政に関する意見」を募集しましたところ、貴重なご意見を頂きありがとうございました。なお、もしまだご意見をお持ちの方がおられましたら11月25日（月）の正午までに事務局あてにご連絡願います。



税の広場

訂正・消費税法等の一部改正

令和6年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は以下のとおりです。
 そのなかから、国内事業者に関りがあるもの（下表太字アンダーライン）を抜粋して紹介します。

主
な
改
正
項
目

- I 消費税のプラットフォーム課税の創設
- II 国外事業者等における事業者免税点制度の特例等の見直し
 - 1 国外事業者における「特定期間の課税売上高による納税義務の免除の特例」の見直し
 - 2 外国法人が国内において事業を開始した場合の納税義務の免除の特例の見直し
 - 3 「特定新規設立法人の納税義務の免除の特例」における判定対象者に係る金額基準の見直し**
 - 4 恒久的施設を有しない国外事業者における簡易課税制度及び2割特例の適用の見直し
- III **金又は白金の地金等を取得した場合の事業者免税点制度等の制限**
- IV **免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用の制限**
- V **仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し**
- VI **免税購入品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限**

3 「特定新規設立法人の納税義務の免除の特例」における判定対象者に係る金額基準の見直し

その事業年度の基準期間がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととされています。

①	その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること
②	上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）について、当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）において、（国内における）課税売上高が5億円を超えていること

今般の改正により、上記②の要件について、「判定対象者」の「基準期間相当期間」における課税売上高が5億円を超える場合**又は売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額が、国外におけるものも含め50億円を超える場合**とされました。

【適用開始時期】 **令和6年10月1日以後**に開始する課税期間から適用されます。

III 金又は白金の地金等を取得した場合の事業者免税点制度等の制限

課税事業者が、簡易課税制度又は2割特例の適用を受けない課税期間中に金又は白金の地金等の仕入れ等を行い、それらの仕入れ等の金額の合計額（税抜金額）が200万円以上である場合には、当該仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間から、当該仕入れ等を行った課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、納税義務が免除されないこととされました。

また、当該仕入れ等を行った課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出できないこととされました。

【適用開始時期】 **令和6年4月1日以後**に行う課税仕入れ等から適用されます。

IV 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用の制限

免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下、「免税事業者等」といいます。）から行う仕入れであっても、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行うもので一定の帳簿等を保存している場合には、仕入税額相当額の一定割合（80%・50%）を仕入税額とみなして控除できる経過措置（以下「経過措置（80%控除・50%控除）」といいます。）が設けられています。

今般の改正により、一の免税事業者等から行う経過措置（80%控除・50%控除）の対象となる課税仕入れの合計額（税込金額）がその年又は事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置（80%控除・50%控除）の適用を受けることができないこととされました。

【適用開始時期】 **令和6年10月1日以後**に開始する課税期間から適用されます。

V 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ（自動販売機特例※1が適用される取引）並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ（回収特例※2が適用される取引）のうち税込3万円未満の取引における帳簿の記載事項については、「住所又は所在地」の記載が不要とされました。

※1 自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等のうち当該課税資産の譲渡等に係る税込価額が3万円未満の取引について、その買手は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。

※2 入場券等で適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されているものが、引換給付の際に適格請求書発行事業者により回収される場合、当該引換給付を受ける買手は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。

【適用開始時期】 **令和5年10月1日以後**に行う課税仕入れから適用されます。

VI 免税購入品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

輸出品販売場（いわゆる免税店）で消費税が免除された物品（免税購入品）であることを知りながら、当該物品を仕入れた場合、当該課税仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けることができないこととされました。

【適用開始時期】 **令和6年4月1日以後**に行う課税仕入れから適用されます。

国税庁 消費税法等改正のお知らせ（令和6年4月）より

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/r06kaisei.pdf>

働く皆様に安心を。



「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等
との資産移換も可能です。



詳しくはホームページ
をご覧ください。



四国税理士共済会事業

税理士報酬専用商品 報酬口座振替システム

ご利用料金	
項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい
インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料2,000円+請求1口座につき110円】

関与先さま向け 口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金	
請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例 (別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者 **四国税理士共済会**
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
〔委託先会社〕 **NSS 日本システム収納株式会社**
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル

0120-700-676
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納

検索